

低炭素住宅は「夏は涼しく」「冬は暖かい」快適な住空間

「低炭素住宅」では一次エネルギー消費量※マイナス10%を目標に掲げた認定基準が設けられています。

例えば、高气密高断熱の仕様や節水型設備、高効率な給湯器の採用など、従来の住宅に比べて経済的な仕様でなければなりません。室内温度の一定化や紫外線や結露に強い複層ガラスの採用などで、1年通じて快適な住空間を実現します。

低炭素住宅認定制度に基づいて施工された家は、必然的に光熱費を削減した省エネ性の高い住まいのため、家計の負担も減ります。

「人と環境と暮らしにやさしい住宅」それが低炭素住宅です。

低炭素住宅イメージ図

■ 低炭素住宅にすると、おトクな補助が受けられます！

税制の優遇措置の適用が受けられます

税制区分	控除期間	控除率	最大控除額	
			一般住宅	低炭素住宅
所得税	2014年(4月以降)～2019年(6月30日まで)	10年間	1.0%	400万円 / 500万円

※2019年6月30日までの入居者が対象

登録免許税	税制区分	一般住宅	低炭素住宅
	所有権保存登記	0.15%	0.10%
所有権移転登記	0.30%	0.10%	

※2020年3月31日までの取得者が対象

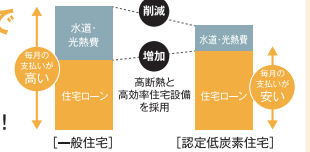
贈与税の非課税枠	契約年	一般住宅	低炭素住宅
	2016年1月～2019年9月	700万円	1,200万円

※2021年3月31日までの取得者が対象

重要

住宅関連の「トータル支出」で考える家づくり

住宅ローン+水道・光熱費の合計では認定低炭素住宅の方がおトクになることも！



■ 低炭素住宅とは？

従来の断熱性が高い省エネルギー住宅に、CO₂の排出を抑える設備を備えた低炭素住宅。2013年4月に施行された省エネルギー基準よりも10%削減できると、国から認定が受けられます。

外皮性能(最低条件)

省エネ基準と同等以上の断熱性能・日射熱取得性能を確保すること。

定量的評価項目(必須)

一次エネルギー消費量*(冷房・暖房・換気・照明・給湯など)が現行の省エネ法の省エネ新基準に比べて10%以上削減されていること。

選択的項目

低炭素化の対策が2項目以上求められています。

- 1 節水に関する機器の設置
- 2 雨水・井戸雑排水の利用
- 3 HEMSまたはBEMSを設置
- 4 定置型の蓄電池の利用
- 5 一定のヒートアイランド対策
- 6 住宅の劣化軽減の措置
- 7 木造住宅または木造建築である
- 8 高炉セメントなどを使用している

※石油・石炭・天然ガス等の化石燃料、原子燃料であるウランなどのエネルギーのこと。

OKURAHOME の検査体制



工事の工程ごとに第三者機関を含めた二重三重の検査

オークラホームでは、社内検査、瑕疵保険・法定検査の他に、第三者機関を含めた二重、三重の検査を行っております。建物の基礎や構造、見えない部分まで安心してこだわった住まいづくりを徹底しています。

オークラホーム
社内検査
検査回数 7回



瑕疵保険・法定検査
検査回数 3回



第三者機関検査
検査回数 5回

